

平成21年度住民税の算出方法は…?

平成21年度の住民税（町・県民税）の納税通知書は今月送付します。（普通徴収分）
その算出方法は次のとおりです。

申告をした方のうち、住民税が非課税の方には送付されません。 **☎ 税務課町民税係 2152**

住民税が算出されるまでの具体例

A 所得金額

（収入 - 必要経費）

収入が給与の場合は、簡易
給与所得表により求めます。

収入金額... 5,340,000円

必要経費... - 1,845,000円

所得金額... = 3,495,000円 A

B 所得控除

- ア. 社会保険料控除 420,000円
- イ. 生命保険料控除 35,000円
- ウ. 配偶者控除 330,000円
- エ. 扶養控除 330,000円
- オ. 特定扶養控除 450,000円
- カ. 基礎控除 330,000円

アからカを合計します。

計 1,895,000円 B

住民税における所得控除額は、所得
税の所得控除額とは異なります。

C 課税所得金額

Aの所得金額から、Bの所得控除額を引いた額

3,495,000円 - 1,895,000円 = 1,600,000円 C

この課税所得金額1,600,000円をもとに、住民税額の計算を行います。
（5ページ①へ進む。）

3 均等割額

- 1 県民税 1,000円 H
- 2 町民税 3,000円 I

4 住民税額

（県・町民税をそれぞれ計算する）
[所得割額 - 税額控除額] + 均等割

1 県民税 [D - F = (100円未満切り捨て)] + H
64,000円 - 6,600円 = 57,400円 + 1,000円 = 58,400円

2 町民税 [E - G = (100円未満切り捨て)] + I
96,000円 - 9,900円 = 86,100円 + 3,000円 = 89,100円

58,400円 + 89,100円 = 147,500円.....住民税額

この場合の住民税額は、147,500円です。

【表1】税額控除(調整控除)の計算方法

- A 合計課税所得金額が200万円以下の方
次のと のいずれか小さい額の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額
下表の金額欄に掲げる金額を合算した金額
合計課税所得金額
- B 合計課税所得金額が200万円超の方
の金額から の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額
下表の金額欄に掲げる金額を合算した金額
合計課税所得金額から200万円を控除した金額

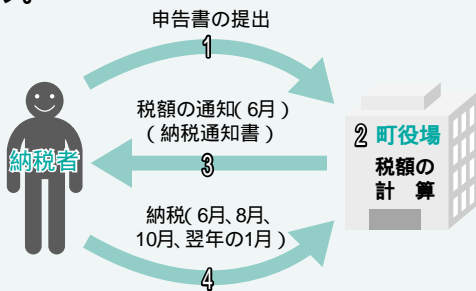
控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者控除	普通 1万円	扶養控除	一般 5万円
	特別 10万円		特定 18万円
寡婦控除	一般 1万円		老人 10万円
	特別 5万円		同居老親 13万円
寡夫控除	1万円	同居特別障害者加算	12万円
勤労学生控除	1万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
配偶者控除	一般 5万円		40万円以上45万円未満 3万円
	老人 10万円	基礎控除	5万円

◆ 納税の方法 ◆

住民税（町・県民税）の納税は、普通徴収、給与からの特別徴収、年金からの特別徴収のいずれかの方法で納税していただくことになります。

普通徴収（個人納付）

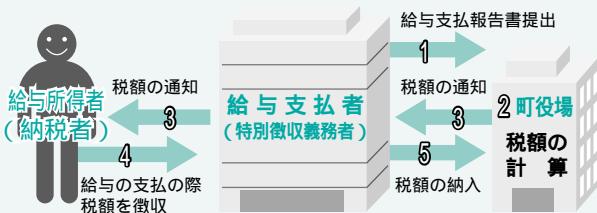
町から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期で直接納付していただく方法です。



給与からの特別徴収

町から給与支払者（会社）を通して税額通知書が通知され、給与支払者（会社）が毎月給与を支払う際、給与からその月の税金を天引きして翌月の10日までに町に納入する方法です。徴収は、6月から翌年5月までの12か月となっています。

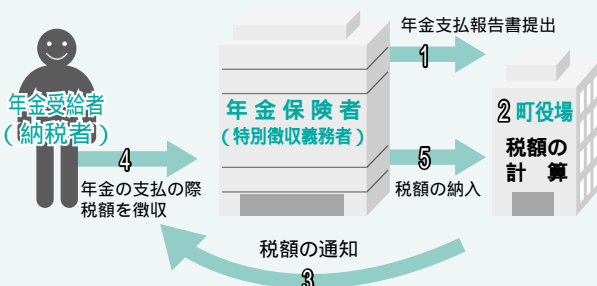
また、年の途中で退職された方は、未徴収月分が普通徴収（個人納付）に切り替わります。



年金からの特別徴収（平成21年度から）6月15日発送予定年金保険者が公的年金から天引きし、町へ納入する方法です。

天引きの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年6月と8月にこれまでどおり普通徴収で納めていただくことになります。

天引きされるのは、年金所得の金額から計算した住民税のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税は、給与からの特別徴収、または普通徴収の方法で納めていただきます。



住民税の計算のしかた

（平成20年1月1日から12月31日までの所得を基準に課税されます。）



設例

家族構成 夫婦子ども2人
（妻子は所得なし、子のうち1人は特定扶養親族 1）

平成20年中の収支

収入	5,340,000円
必要経費	1,845,000円
国民健康保険の支払額	420,000円
生命保険の支払額	100,000円
（1）特定扶養親族とは、扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方をいいます。	

1 所得割額

C × 税率（県民税率... 4%、町民税率... 6%）

1 県民税 1,600,000円 × 4% = 64,000円 D

2 町民税 1,600,000円 × 6% = 96,000円 E

2 税額控除

調整控除額の計算

Cの課税所得金額が200万円以下なので、右の【表1】Aにより、次のと のいずれか小さい額を算出する。

控除額の差の合計額：33万円

（内訳：配偶者控除5万円、一般扶養控除5万円、特定扶養控除18万円、基礎控除5万円）

個人住民税の課税所得金額：160万円

の金額のほうが小さいので

$330,000円 \times 5\% = 16,500円$

よって、調整控除額は16,500円となります。

1 県民税分 $16,500円 \times 2/5 = 6,600円$ F

2 町民税分 $16,500円 \times 3/5 = 9,900円$ G